

住民税非課税世帯等臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、燃料費・食費などの支出が増え、家計への影響が大きく悪化していることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を行います。

◆ 支給対象者

- ① 基準日※において、世帯全員分の令和3年度住民税（均等）が非課税または令和4年度（均等割）が非課税である世帯
ただし、既に申請し支給された方は対象外となります。
※基準日
令和3年度分：令和3年12月10日時点
令和4年度分：令和4年6月1日時点
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により圧迫されて①の条件に当てはまる世帯と同等の事情が認められる世帯（令和4年1月1日以降）

◆ 支給金額

一世帯 10万円

◆ 申請方法

- ◇ ①に該当する方
町民課より送付された支給要件確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、ご提出ください。
※確認書に口座番号が記載されていない又は記載された口座番号（特別定額給付金振込口座）を変更される場合は、通帳の写しと身分証明書の写しを忘れずに添付してください。
- ◇ ②に該当する方
直接、町民課町民係へお問い合わせください。

◆ 申請期間

令和4年9月30日(金)まで

※支給対象者に当てはまる方は、忘れずに申請してください。

※詳しい内容については、直接、役場町民課町民係までお問い合わせください。

お問い合わせ先

町民課町民係

☎47-4681